

一般社団法人 日本口腔腫瘍学会定款施行細則

第1章 役員の選出

- 第1条 理事候補は評議員の互選とする。ただし、口腔外科（形成外科、頭頸部内科を含む）、口腔病理、放射線を専門領域とする者がそれぞれ1名以上含まれるものとする。
- 2 理事候補となる評議員は選任が行われる年の4月1日の時点で満63歳以下でなければならない。
 - 3 理事候補の選挙は評議員による10名連記の投票とし、上位の16名を選出する。
- 第2条 理事長候補は投票で選出された理事の互選とする。
- 2 理事長は投票で選出された理事の4分の1以下の、理事推薦枠を設けることができる。
- 第3条 監事候補者は理事会において推薦し、評議員会に諮問する。

第2章 評議員の選出

- 第4条 評議員は、次の各号を満たし、理事の提案によって理事会が推薦するものとする。
- 2 評議員の資格は正会員として本学会に引き続き原則として6年以上在籍し、選挙年の会計年度までの会費を完納している者とする。
 - 3 口腔腫瘍の診療・研究を実際に行っている講座・診療科の代表者（以下代表者）またはそれに準ずる者（以下準ずる者）。
 - 4 前項の他に、口腔腫瘍の診療・研究に関して特に優れた実績を持つ者。
 - 5 評議員は評議員会を連続で3年欠席する場合は去就を照会し、理事会で審議する。

第3章 評議員会

- 第5条 評議員会は毎年1回以上理事長が召集する。
- 2 評議員会は過半数の出席をもって成立する。

第4章 評議員の退任

- 第6条 評議員は、65歳となった次年度の総会をもって退任とする。但し、評議員在任中の所属施設の退任までの移行期間を設ける。
- 2 次年度の総会までに後任の代表者が決まれば、その時点で退任を可能とする。
 - 3 準ずる者は、所属する施設の代表者が評議員に就任した場合、任期に関わらず退任し交代しなければならない。

第5章 幹事

- 第7条 理事の会務を補助するため、若干名の幹事を置く。
- 2 幹事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第6章 名誉会長

- 第8条 名誉会長は清水正嗣を一代限り置くこととする。

第7章 委員会

第9条 この法人は、事業運営のため必要に応じ、理事会の議を経て委員会を置くことができる。

第10条 委員会は委員長および委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、理事会において理事の中から選任し、理事長が委嘱する。
- 3 学会賞選考委員会以外の委員は、委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 学会賞選考委員会の委員選出は第10章の学会賞に関する細則による。
- 5 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8章 学術大会

第11条 この法人は定款第4条1項に定めるところにより、毎年1回学術大会を開催する。

第12条 学術大会会長（以下、大会長という）は、理事会において推薦した候補者において評議員会への諮問および総会の承認を得て理事長が委嘱する。

第13条 大会長は、当該学術大会を企画し、主宰する。

第14条 学術大会において学術研究業績を発表することができる者は、この法人の正会員とする。ただし、会員以外でも大会長の承認を得て、発表することができる。

第9章 機関誌

第15条 この法人の機関誌は、日本口腔腫瘍学会誌（以下、会誌という）と称し、その略称および英文名はそれぞれ口腔腫瘍、Journal of Japanese Society of Oral Oncology とし、通常3か月毎に発行し、会員に配布する。

第16条 会誌の編集等については、別に定める雑誌編集規則および投稿規定によるものとする。

第10章 表彰事業

第17条 本会定款第4条6項の表彰事業に基づく学会賞の顕彰は、この細則による。

- 2 表彰事業は学会賞および学会奨励賞とし、年度ごとに選考し、授与することができる。
- 3 学会賞は日本口腔腫瘍学会雑誌に掲載された原著論文から選考する。
- 4 学会奨励賞は日本口腔腫瘍学会雑誌に掲載された原著論文以外の論文から選考する。
- 5 学会賞および学会奨励賞は選考委員会で選考し、理事会で決定する。
- 6 選考委員は、理事長が指名した委員長を含めた理事4名、評議員のうちから選出された委員7名、計11名によって構成する。

第11章 名誉会員の推薦

第18条 名誉会員は、次のいずれかを満たす者を、理事会が推薦するものとする。

- 2 理事長、大会長を経験した者。
- 3 理事・監事を6年以上（または3期満了）経験した者。
- 4 評議員を10年以上（または5期満了）経験した者。
- 5 本会に対して特に功績のあった者。

第12章 補 足

第19条 この細則の施行に関して必要な規則等は、理事会の議決を経て別に定める。

第20条 この細則を改正する場合には、理事会の議決、評議員会への諮問ならびに総会の承認を経なければならない。

附則：本細則は、一般社団法人の設立登記の平成22年3月1日から施行する。

附則：この改正は、平成24年1月26日から施行する。

附則：この改正は、平成27年1月29日から施行する。

附則：この改正は、平成28年1月21日から施行する。

附則：この改正は、平成31年1月23日から施行する。

附則：この改正は、令和2年1月23日から施行する。

附則：この改正は、令和3年1月28日から施行する。

附則：この改正は、令和5年1月25日から施行する。

附則：この改正は、令和6年1月25日から施行する。